

2 組織としての安全管理への取り組み

消防職員が安全に消防活動を行うためには、個々の職員や隊はもちろん、組織のトップマネージャー自らが事故等の発生を阻止するという安全管理に対する組織管理が必要であり、職員の安全を最優先に考えた組織体質を作っていくことが必要である。

これは、後述する「安全文化」を消防組織内に形成していくため最も重要な課題であるが、消防における組織の安全管理体制の重要性に対する認識は、以下に述べるような経緯を経て高まってきたものであり、組織を挙げて取り組んでいく必要があるものである。

特に、平成15年に発生した三重県でのごみ固形化燃料（RDF）発電所における爆発火災において、危険性のある物質に対する知見が十分でなかったことを踏まえ、全国の組織のトップマネージャーは、これらの危険性のある物質に関する知見を深めるとともに、併せて、事故事例に関する情報についても、共通認識を持ち事故防止を図っていくことが重要である。

（1）安全管理体制の経緯

昭和23年に自治体消防が発足して以来、全国の消防職員が災害活動を行う上での心構えとして「火の中、水の中、我が身を省みず飛び込め！」「死んでも筒先は、絶対に離すな！」という決死の覚悟で活動にあたるという教え、いわゆる「火消し魂」が歴代受け継がれ、それが美德とされた時代が続いた。

こうした中で、消防が安全管理を考える大きな転機となったのが、昭和52年に宮崎県で発生した、救助訓練中における職員の死亡事故である。

この事故を契機として、消防庁から「消防訓練時における事故防止について」（昭和53年）及び「安全管理体制の整備について」（昭和58年）の2本の消防課長通達がなされ、これに基づき各消防本部では、安全管理規程、安全管理マニュアルを作成し、事故防止に取り組むようになったのである。

すなわち、全国の消防が安全管理を意識し、そのための技術や知識を取り入れるようになってから、ようやく20余年が経過したところであり、その歴史はまだ浅く、その取り組み方についても各消防本部でかなりの温度差がみられるところである。

安全配慮義務（根拠法令 民法第415条 債務不履行）

「使用者の設置に係る場所、施設若しくは器具等の設置管理または使用者の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、労働者の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮する義務」（最高裁判決昭和50年2月25日）

（2）組織としての取り組みの重要性

安全管理は、消防の使命達成の大前提であると意義づけられることから、組織として安全管理体制を確立し、安全管理者等、責任の所在を明確にするとともに、指揮者、隊員がそれぞれの責任と安全に対する自覚（自分の命は、自分が守る）をもって安全確保に努める必要がある。

特に、使用者たる消防長及び消防署長は、法律上、職員の生命、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負うものであって、安全管理に関する規程やマニュアルを作成し、業務管理を行うことが求められている。

安全管理のノウハウは、様々あるが、まずは消防長及び消防署長がその意義をよく理解し、実践を徹底する姿勢を示すことが肝要である。

その基本原則は、災害現場、訓練現場に係わらず隊員の行動が危険と感じたときは、指揮者等は間髪を入れずに「言うべき事は言い、なすべき事はなす」ことである。

その時、階級や年齢等による躊躇が生じないように、この基本原則を貫ける職場環境の構築が必要である。組織として安全管理体制を整備し、且つ、指揮者が自らの責任を十分に果たし、その結果、到達目標であるところの、職員一人ひとりに「自分の命は、自分が守る」という意識が浸透するには、かなりの時間が必要と考えられるが、組織管理者の強固な意志と姿勢を示し続けることが最も重要である。

3 現場における安全管理のための指揮者の心構え

現場において、部下の安全を確保することは、指揮者の最も重要な任務であり、指揮者は、隊員の活動の安全について極めて高い責任を負うものである。

指揮者は、下命に際し常に危険性に配慮するとともに部下の活動環境を把握して、危険性の事前排除に努めなければならない。

現場は常に物理的に不安定な状態にあり、消防活動によって新たな危険性が発生する。現場には安全の保証は皆無である。無事故は決して偶然の所産ではなく、指揮者の苦心の創作であることを知ることが重要である。

こうしたことから、以下のような事項を基本として、各消防本部において指揮者の心構えについて、定めることが重要である。

(1) 安全管理の徹底

安全管理の徹底

指揮者は常に各隊の安全確保を重要視し、安全基準違反は絶対に認めないという確固たる姿勢を持ち続けなくてはならない。

教育訓練

人命救助を行うためには「少し位の危険を冒すことはやむを得ない」といった意識が生じないように、指揮者は「自己の安全を確保してはじめて消防活動や人命救助を行うことができる。」という意識を部下に持ち続けさせなくてはならない。また、活動訓練においても、慣れやマンネリを除去し、常に消防活動には危険が伴うことを認識できるように訓練内容を工夫しなければならない。

事前命令

消防活動においては、常に指揮者が最先着するわけではない。その場合においても、隊の安全が常に図られるよう、安全管理に関する事前命令(ルール of 徹底)により隊